

労働問題の視点から



上西 充子*

上西と申します。私に与えられたテーマは「労働問題の視点から」ということで、今日は「キャリアデザイン学部教授」としてだけでなく「国会パブリックビューイング代表」として、働き方改革の国会審議と社会運動としての国会パブリックビューイングの取り組みを中心にお話しさせていただきます。

1 「不都合な事実」を隠した「毒まんじゅう」の働き方改革関連法案

昨年2018年6月、働き方改革関連法が国会で可決・成立し、この4月から施行されます。マスコミでは、働き方改革という言葉は長時間労働の是正に向けた取り組みとして報道されることが多いですが、国会に提出されたこの法案は、規制の強化と緩和の抱き合わせの一括法案であって、隠しておきたいものが混ざっていました(表1(次頁))。隠しておきたい毒が含まれている「毒まんじゅう」とも言われました。長時間労働の是正のために時間外労働に罰則つきの上限を設ける一方で、残業させても実態にみあった残業代を払わなくてよい裁量労働制を拡大することと、残業時間や残業代に関する規制を適用除外する高度プロフェッショナル制度を創設することがねらわれていました。この2つは規制強化策である時間外労働の上限規制の対象外です。働き方改革という言葉の世間的なイメージとは真逆なものなのですが、政府としてはこれらが一番実現したかったわけです。裁量労働制の拡大は後述するデータ問題の紛糾により法案から削除され先送りになりましたが、高度プロフェッショナル制度は不誠実な国会答弁で押し切って成立させました。けれども、この高度プロフェッショナル制度の危険性が社会に認知されない、異常な国会審議の状況もなかなか報道されないという問題がありました。ではどうしたらいいのかということで、国会の審議を実際に皆さんに観ていただく「国会パブリックビューイング」という団体を立ち上げ、活動を始めたのです。

* 上西充子(うえにし・みつこ) 法政大学キャリアデザイン学部教授。担当授業科目は「職業選択論」「就業機会とキャリア特講」など。主な著書・論文として、『大学生のためのアルバイト・就活トラブルQ&A』(旬報社、共著)、『呪いの言葉の解きかた』(晶文社)、『裁量労働制を問い直せ』(『世界』2018年5月)、『論考：職業安定法改正による求人トラブル対策と今後の課題』(『季刊・労働者の権利』2018年1月)など。

表1 働き方改革関連法案——抱き合わせ一括法案(★印:野党と労働団体が強く反対)

1	労働基準法	新規	時間外労働の上限規制 (ただし, 単月 100 時間未満, 月平均 80 時間以下: 休日労働を含む)
		2015 年法案 (残業代ゼロ法案)	高度プロフェッショナル制度(高プロ)の創設(★) 裁量労働制の拡大(★)→削除! 月 60 時間を超える時間外労働に対する割増賃金 (中小企業に対する猶予の解除) 年休 5 日の時季指定
2	労働契約法	非正規労働者の処遇の均等・均衡(「同一労働同一賃金」)	
3	パートタイム労働法		
4	労働者派遣法		
5	雇用対策法	労働力の需給調整機能の放棄?	
6	労働安全衛生法	産業医・産業保健機能の強化	
7	労働時間等設定改善法	休息时间(勤務間インターバル)の努力義務化	
8	じん肺法		

2 国会の実情を街に——「国会パブリックビューイング」の取り組み

表2(27～28頁)をみてください。最初に街頭実践を行ったのは6月15日でした。これは「仕事帰りの新橋デモ」という活動の終着点でやったので、従来型の街宣のスタイル、つまりトラメガがあって「〇〇反対」の横断幕がある雰囲気が残っています。右側のスクリーンに映っているのは、柚木道義衆議院議員が国会で質疑をしている様子です。「全国過労死を考える家族の会」の方々が安倍首相に面会を求めたが安倍首相が応じようとしないう、その場面です。こういった国会審議の様子を「国会がこんなことになっているのをご存じですか」と解説つきで、街の中で観てもらおう、ということをやったわけです。

次に7月9日の写真をみてください。同じ新橋のSL広場なのですが、6月15日と雰囲気が違うのがわかるでしょうか。6月のほうは従来型の街宣のスタイルですが、7月のほうはただ上映しているだけです。横断幕もトラメガもありません。横で解説を行うこともせず、映像の中に解説を挟み込んだ番組を独自制作し、それをただ上映するという形で実施しました。実験的にあえてまったく告知を行わずにやってみたのですが、それでも通りかかった人が立ち止まって観てくれるのです。足を止めやすい工夫が大事だなということがわかりました。

なぜ私がこんな活動を始めたかという、まさに「研究と運動をどのように切り結ぶのか」が今日のシンポジウムのテーマですが、研究だけをしていてもそれが社会の動きに生きないもどかしさがあったからです。確かに、生きた部分もあります。それは裁量労働制のデータ問題です。表3(29頁)に流れを示しましたが、当初、働き方関連法案のなかに入っていた裁量労働制の拡大は、政府が結局、取り下げる結果になりました。政府が調査結果として示した答弁のデータが不適切だったことが発覚したからです。

2018年1月29日に、裁量労働制をめぐる安倍首相が「厚生労働省の調査によれば裁量労働制

表2 団体立ち上げと街頭実践「国会パブリックビューイング」

<p>2018年6月15日</p>	<p>新橋SL広場にて、働き方改革の高度プロフェッショナル制度に関する国会審議を上映・解説しながらスピーチ</p>
<p>新橋SL広場</p>	
	
<p>2018年7月1日</p>	<p>「国会パブリックビューイング」を立ち上げ 機材購入と番組制作のためのファンディングに1日で上限の60万円が集まる</p>
<p>2018年7月9日</p>	<p>新橋SL広場で、「第1話 働き方改革——高プロ危険編」を無告知・無人上映</p>
<p>新橋SL広場</p>	
	
<p>2018年8月3日</p>	<p>参議院議員会館にて、シンポジウム「国会を、取り戻す。」を開催 逢坂誠二議員（立憲民主党）と荻上チキ氏（評論家／TBS ラジオ Session-22 パーソナリティ）を迎える</p>
<p>参議院議員会館</p>	
	

2018年11月8日～	入管法改正に関する緊急街頭上映 (解説：上西充子／ゲスト解説：伊藤圭一・中村優介)
有楽町イトシア前	
2018年12月1日	「第2話 働き方改革——ご飯論法編」完成記念試写会
2019年1月28日～	勤労統計の不正調査問題に関する緊急街頭上映 (解説：上西充子／ゲスト解説：伊藤圭一・明石順平)



で働く人のほうが労働時間が短い」と答弁したのですが、私は「そんな調査結果はあるのか?」と思いました。なぜなら、厚生労働省の外郭団体の調査研究機関である労働政策研究・研修機構のデータでは、裁量労働制のほうが通常の労働者に比べて、労働時間は傾向的に長かったからです(図1、表4(30頁))。「みなし労働時間制」によって実態に応じた残業代を払わなくていいわけだから、やはり仕事ができる人にどんどん仕事が振られていってしまう実態があるわけです。そういった実態があるなかで、政府は経済界の意向を受けて裁量労働制を拡大したい。でもそうなると労働時間が長くなり過労死が増えてしまう危険性が高い。だから野党も労働側も反対したわけです。それに対して「いや、裁量労働制のほうが実は労働時間は短いんですよ」と安倍首相は答弁したのです。

安倍首相の答弁は本当なのか、「厚生労働省の調査によれば」というのはいったい何に基づいているのかと疑問に思い、1月31日に加藤厚生労働大臣が「平成25年度労働時間等総合実態調査」と調査名に言及したので調べたら、「そんな比較ができるデータじゃない」ということがわかりました。平均的な一般労働者の労働時間は9時間37分であるのに対して、企画業務型裁量労働制の労働者

表3 「データ問題」による裁量労働制国会審議の「炎上」

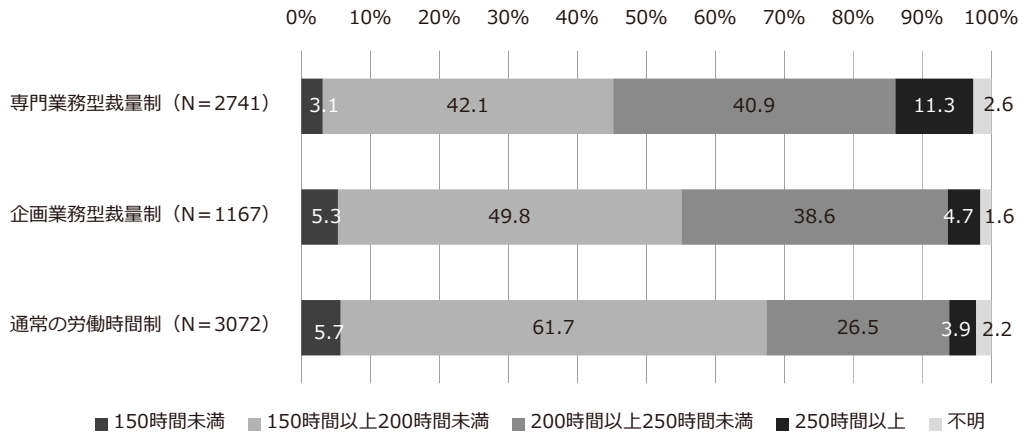
2015年3月26日	厚生労働省が民主党厚生労働部門会議に対し、裁量労働制と一般労働者の労働時間を比較した資料を提出
2015年7月31日	塩崎厚生労働大臣が答弁で言及（衆議院厚生労働委員会）（山井和則議員の質疑に対して）
2017年2月17日	塩崎厚生労働大臣が答弁で言及（衆議院予算委員会）（長妻昭議員の質疑に対して）
2018年1月29日	安倍首相が答弁で言及（衆議院予算委員会）（長妻昭議員の質疑に対して）「厚生労働省の調査によれば、裁量労働制で働く方の労働時間の長さは、平均な、平均的な方で比べれば、一般労働者よりも短いというデータもあるということは、御紹介させていただきたい」
2018年1月31日	加藤厚生労働大臣が答弁で言及（参議院予算委員会、森本真治議員の質疑に対して）「平均的な、平均で比べれば、短いという統計もございます」「私どもの平成25年度労働時間等総合実態調査、これ、厚生労働省が調べたものでありますけれども、平均的な一般労働者の時間が9時間……、これは1日の実労働時間ですが、9時間37分に対して、企画業務型裁量労働制は9時間16分と、こういう数字もある」
2018年2月14日	安倍首相が答弁撤回（衆議院予算委員会）（江渡聡徳議員の質疑に対して）
2018年2月19日	答弁に用いられていた平成25年度労働時間等総合実態調査における一般労働者の1日の法定時間外労働のデータが、「最長の1日」のデータであったことを厚生労働省が衆議院予算委員会理事会に報告。加藤厚生労働大臣、不適切な比較について陳謝（衆議院予算委員会）（高井崇志議員の質疑に対して）
2018年2月28日	安倍首相、働き方改革関連法案から裁量労働制の拡大の削除を厚生労働省に指示
2018年3月23日	加藤厚生労働大臣、「平成25年度労働時間等総合実態調査」の裁量労働制にかかるデータを撤回（衆議院厚生労働委員会）（西村智奈美議員の質疑に対して）
2018年6月29日	働き方改革関連法成立（2019年4月施行）
2018年7月19日	厚生労働省「裁量労働制データ問題に関する経緯について」（監察チーム報告）厚生労働省「裁量労働制データの不適切な比較等に関する関係者の処分について」

は9時間16分と言っていたのですが、一般労働者については1カ月のうちの法定時間外労働が一番長い日の時間数を聞いていたのに対して、裁量労働制の労働者には別に一番労働時間が長い日の時間などと指定せずに聞いていて、その両者を比べて「裁量労働制のほうが労働時間が短い」と答弁していたのです。そのことが国会で明らかになったのは2月19日のことでしたが、私は公表されていた調査結果からうかがわれる矛盾点や問題点を調べてWebの記事に書いて野党に伝えており、野党議員が国会で追及したところ、政府側は答弁できなくなりました。結局2月14日に「答弁を撤回します」ということになったわけです。答弁が撤回されてマスコミははじめて「何か問題があったんだな」と認知してくれました。

問題があったことが公に認められてから報じられる。これこそが問題です。その前にマスコミが自分で判断して報じてくれない。「答弁が撤回されました。いったい何があったんでしょう？ 裁量労働制ってそもそも何でしょう？ 国会で何が起きているんでしょう？」と、そこから初めて大きく報道されるのです。幸い、この答弁撤回は法案の国会提出前のことでした。報道され、世間の関心が高まったことによって、政権側もこれは危ないと考えたのでしょう、裁量労働制の拡大はその後、法案から削除されました。

しかし、「毒まんじゅう」として包んで隠してやりたかった2つの法改正のうちの1つだった「裁量労働制の拡大」が削除されたとなると、経済界側としては、「高度プロフェッショナル制度の導

図1 1カ月の実働労働時間（適用労働時間制度別）



(注) 厚労省抽出分。

出所) 労働政策研究・研修機構調査『裁量労働制等の労働時間制度に関する調査結果労働者調査結果』資料シリーズ No.125 (2014年5月)。

表4 平均労働時間（1カ月）

専門業務型裁量労働制	203.8 時間
企画業務型裁量労働制	194.4 時間
通常の労働時間制	186.7 時間

出所) 図1に同じ

表5 高度プロフェッショナル制度は労働基準法の労働時間規制の適用除外

労働時間等の規定の適用状況		一般労働者	管理監督者	裁量労働制対象者	高度プロフェッショナル制度対象者
労働時間		○	×	△(注)	×
休日		○	×	○	×
割増料金	時間外	○	×	△(注)	×
	休日	○	×	○	×
	深夜	○	○	○	×
休憩		○	×	○	×
年次有給休暇		○	○	○	○
独自の健康確保措置		—	—	○	○

○は適用対象, ×は適用除外。

(注) 「みなし労働時間」が8時間を超える場合は、三六協定の締結及び届け出、割増賃金の支払いが必要となる。

出所) 成嶋建人「今後の労働時間制度の在り方について——労働基準法等の一部を改正する法律案」『立法と調査』No.365 (2015年6月)

入」はなんとしても通したいということになったわけです。

3 「高度プロフェッショナル制度」の本質を伝えない国会答弁と報道

表5（前頁）を見ていただくとわかるとおり、高度プロフェッショナル制度は労働時間についての労働基準法の規制をほとんど外してしまうものです。「規制を外す」という言い方だけで労働者が自由に働けるように誤解される恐れもあるのですが、労働基準法の労働時間規制は使用者を縛っている規制ですから、その規制が適用除外となるということは、使用者が好き勝手に労働者を働かせることができてしまう。働く人にとっては休憩をとる権利も残業しない権利も時間外労働・休日労働・深夜業の割増賃金を受け取る権利も失うことになるので、危ない仕組みなのです。

裁量労働制の拡大は2018年2月28日の深夜に撤回されました。そのあとの国会審議では、野党は高度プロフェッショナル制度の問題点を指摘し、これは連日にわたり24時間ずっと働かせることを可能としてしまう仕組みであること、また労働者のニーズに基づくものではないことを追及したのですが、裁量労働制よりもいっそう労働基準法を骨抜きにする内容であるにもかかわらず、マスコミはこちらはなかなか報じてくれませんでした。

皆さん、昨年の報道を覚えていらっしゃるでしょうか。図2は、衆議院の厚生労働委員会で採決が強行された日の翌日（2018年5月26日）の新聞を私がコンビニで買い集めて並べたものです。『毎日

図2 「働き方改革」の国会審議を大事なタイミングで伝えないメディア
（衆議院厚生労働委員会における採決強行翌日（2018年5月26日）の各紙報道）



新聞』は一面トップで報じました。『朝日新聞』は一面の左の上です。『読売新聞』はなぜか労基署業務の一部民間委託という記事があり、その下という位置づけです。『東京新聞』は一面に写真を置きそこから三面につないでいます。『産経新聞』は一面はインデックスだけです。『日本経済新聞』はインデックスにも掲載がありません。学生は就活や新入社員の頃から『日本経済新聞』を読もうとしますし、朝の電車の中でも『日本経済新聞』を読んでいる人が多いのですけれども、そういった働く人たちに影響がある法改正の審議をそもそも知らせない傾向が『日本経済新聞』には顕著でした。『読売新聞』もそうです。テレビだけでなく大手新聞の一部でさえも、政府や経済界に不都合なことは読者に知らせないという姿勢を示したのです。

テレビの報じ方も問題です。図3は、2018年5月30日に放送されたNHK「クローズアップ現代+」で使われたパネルです。「議論白熱！ 働き方改革法案——最大の焦点“高プロ制度”の行方」というタイトルのこの番組に私は出たのですが、5月30日というのは、もう翌日には衆議院の本会議で採決されてしまうタイミングで、既に法案が通ることが決まった段階ですので、遅すぎます。もっと早くこういったことは報じるべきであり、何が論点かを視聴者に伝え、国会審議に国民の注意を向ける。本来はそうあるべきだと思うのですが、最後の最後になって、本当はもうこの日に採決されているかもしれないその日になってから、NHKが特集で報じるという状況でした。

しかも、両論併記でやるわけです。私と日本労働弁護団幹事長の棗一郎幹事長が反対する側として登場し、賛成する側として東洋大学教授でパソナ会長でもある竹中平蔵氏とクラウドワークスの吉田浩一郎社長が登場し、「評価分かれる」というパネルが出されるのです。仕事の生産性がアップしてハッピーになるかもしれないし、仕事がたくさんたまって健康を害してしまうかもしれないと示されているのですが、この「証券アナリスト A さん」のパネルで「休みたい時休み」というのは、何ら“高プロ制度”（高度プロフェッショナル制度）では保証されていないのです。使用者が法の縛りから解放されるだけであり、労働者が仕事に行かなくていいと解放されるわけではない。つまり休みたいときに休む権利はないのです。それゆえこのパネルの説明は制度の説明としては嘘なのですが、休みたいときに休めるかのようなイメージをNHKが振りまいたのです。

図3 柔軟に働けるかのような印象操作 (2018年5月30日放送 NHK「クローズアップ現代+」)



その左のパネルで、「高プロ制度」だと「やりたい時 仕事」と示されていますが、文脈的に見るとこれは夜中の1時です。最初のパネルで上司から「早く帰れよ！」と言われているのは夜の9時で、それを「まだ仕事したいのに…」と言っていたAさんは、高度プロフェッショナル制度が適用されると、夜中の1時でも働いている。夜中の1時に働いていても、高度プロフェッショナル制度の場合は、時間外労働の割増賃金も深夜業の割増賃金も使用者は支払う必要がありません。使用者にとって好都合な働かせ方なのに、それをあたかも労働者が柔軟に働けるかのように紹介する。番組では、高度プロフェッショナル制度だと自由に働けるように語る働く人の声も紹介されていて、政権や経済界に誘導的な報じ方だと思いました。

国会審議では野党は一生懸命に問題点を追及するのですが、政府答弁はとにかく話をずらすのです。2018年の「ユークャン新語・流行語大賞」で「ご飯論法」という言葉がトップテンに入賞して私は登壇したのですが、それは私が国会審議について2018年5月に加藤勝信厚生労働大臣（当時）の論点ずらしの答弁手法を比喩的にツイートしたものをブロガーの紙屋高雪さんが「ご飯論法」と名付けたからでした。「朝ご飯は食べなかったんですか」と聞くと「ご飯は食べておりません」と答える。パンを食べていても「ご飯は食べておりません」と言われると、何も食べてないように聞こえてしまう。そうやって野党を惑わせ誤解させる。

たとえば「裁量労働制の拡大や高度プロフェッショナル制度の導入は長時間労働を助長して過労死を増やすのではないかと野党は何回も何回も追及するのですが、政府の答弁はいつも同じで「これまで青天井だった時間外労働に上限を設ける労働基準法70年の大改革です」というだけでした。抱き合わせの一括法案であることを悪用して、意図的な論点ずらしが行われたわけです。要するに「毒まんじゅう」の毒については言及しないで、「皮はおいしいですよ」とだけ答える。「時間外労働に罰則つきの上限を設けます」という、意図的に論点をずらした答弁を繰り返しているのに、それをメディアも問題だと報じない。そして結局、この答弁戦略がそのまま通ってしまったわけです。もちろんBSの報道番組やTBSラジオの「荻上チキ・Session-22」など報じたメディアもありましたが、地上波の主要なニュース番組がわかりやすく報じなければ、一般の人は法案に含まれる問題点の認知さえできないのです。ではどうしたらいいのだろうかというので、先ほどのように路上に国会の審議映像を持っていくという活動を始めたわけです。

2018年7月20日の朝日新聞が報じていますが、働き方改革関連法案の国会審議をめぐって、加藤厚労大臣は「理屈じゃない。これは戦いなんだ」と言っていたそうです。要するに野党が「こうでしょう?」といくら論理的に指摘しても聞く耳を持たない、なぜなら、これは戦いだから、という論理です。法案審議において加藤大臣は裁量労働制を社員に違法適用した野村不動産に対し特別指導が行われたと言いつつ、その指導のきっかけが社員の過労死だったことは公表していませんでした。朝日新聞がその事実を報道したのちにも、政府は「個人情報保護」を理由に過労死の事実を認めず、遺族が公表の意向を示したことで、ようやく認めるという経緯がありました。厚労省の幹部は、過労死の事実を認めた以上、これまで黒塗りで公表していた特別指導に関する資料のうち「過労死」の文言を野党が求める通り開示するのが妥当であるという主張だったのに対して、加藤大臣は受け入れず、「理屈じゃない」「これは戦いなんだ」と怒ったそうです。結局、法案審議では、

裁量労働制が社員の過労死を招いたこの事案について、野党が何度も開示を求めても加藤大臣の主張通りに資料の黒塗りは一文字も外されず、加藤大臣は情報を開示することは「監督指導に支障が出る」という答弁を繰り返しました。

表2をもう一度見てください。昨年8月3日に参議院議員会館でシンポジウム「国会を、取り戻す。」を開催し、300人ぐらいの方に来ていただきました。昨年は働き方改革関連法案が成立して、そのあと何が起こったか。入管法の改正による外国人労働者の受け入れ拡大です。「国会パブリックビューイング」では、昨年11月から、この入管法の国会審議についても、新宿や有楽町で街頭解説つきで取り上げました。「結局、いわゆる単純労働の担い手として外国人の受け入れを拡大するんだよね」ということは、国会審議の質疑を観ればわかるわけです。もちろん政府は、「単純労働を入れます」とは言わない。言わないけれども、野党が新たな特定技能という在留資格で担われる業務について、「配膳はどうですか」「ベッドメイキングはどうですか」と聞くと、はぐらかした答弁できちんと答えない。「答えないということは、それを担う労働者を入れたいということです」ということが、国会審議を観るとわかる。政府がはっきりと認めない問題についても、国会審議をそのまま街頭で観せることによって、世の中の人にわかってもらおうというのが、「国会パブリックビューイング」の取り組みです。今年1月に「毎月勤労統計調査」の不正調査問題が明るみになってからは、統計問題に関する緊急街頭上映も同じようにやっています。タイムリーな話題であるため、さらに人が集まるような状況ができてきています。

4 労働組合や労働団体の街宣との違い

もちろん私たちの運動はボランティアであり、寄付をもらって、夕方に時間のあるときにやっているのです、そんなにたくさんの回数はできません。ですが、こういった活動は、従来の街宣と違う手法で、また違った運動の力があるように思います。従来の街宣という街頭行動では「なんかやってるな」としか認知してもらえないものが、これだといったん足を止めると観てもらえるのです。そして、「反対」と言わなくても、観てもらったら「ああ、なんかこれまずいな」とわかってもらえるのです。そういった運動の手法として注目されているように思います。

どういった特徴があるのか、従来の運動との比較で考えてみたいと思います。高度プロフェッショナル制度について、たしかに抗議行動はありました。私も行ってスピーチもしました。典型的なのは、議員会館前や国会前での行動ですが、そこに集まることにいったいどこまでの意味があるんだろうと考えたのです。反対運動の参加者により詳しく現状を認識してもらおうという意味はあるでしょう。けれども、そこに集まったところで、世の中の人には認知されません。メディアが報じてくれる場合もありますが、ニュースで少し報じてくれる可能性がある、という程度です。それだと、先ほど触れた『日本経済新聞』を読んでいるような人たち、丸の内の勤務先に通っているような人たちには、認知されません。

そこで、問題の認知のない人に届けるために、国会前や議員会館前や院内集会ではなく、新宿西口地下広場や新橋SL広場などの街頭で上映する方法をとりました。しかも、生の国会審議映像の注目場面を3分ほどに切り取って、編集せずに、解説つきで街頭上映しています。重要なのは、切り取っただけで、編集を加えない映像だということです。「印象操作」をしないということです。そ

して、野党の質問に政府側がどう答弁したか、それを「やりとり」として観てもらうのです。日時、委員会、発言者を明示して、国会審議映像に語らせる、そして観る者が判断する、という方法をとっています。

図4は、街頭上映する際の機材です。スクリーンの前にある黒い機材はRolandのCUBEというスピーカーで、音がいいのです。従来の街宣ではトラメガが用いられますが、私は音に敏感な人間なのでトラメガの音は不快でうるさいと感じるのです。選挙カーの音もうるさいじゃないですか。「聞きたくない」という拒否感が先に立つ。「うるさい」と思われたら観ないで去られてしまいます。でも、このスピーカーだと「なんか、長妻議員がしゃべっているな」「蓮舂さんの声が聴こえるな」「これは福島みずほさんだ」など、音から関心をひいて、「何を言っているんだろう？」と近づいて来てくれる感じがあります。そしてずっと聞いていてもトラメガの音のような苦痛を感じないので、近づいてジッと観てもらえる。音って大切です。

図4 街頭上映の機材



そして映像です。従来の街宣では誰かが街頭でスピーチをすることが多いのですが、その人が一方的に話をする内容を、参加者は聞かされている感がある。ですが国会のやりとりを聞くこと、国会審議を観ることに、そういった受け身の強制感がないのです。情報量も多く、観る側の自由度も広い。話を聞くのではなく映像を観るものであるため、「その場」に立つことへの抵抗感も低いのです。具体的に街頭で上映している映像はYouTubeにアップしており、自由に観られますのでぜひご覧ください。

5 専門性を生かした連携

国会パブリックビューイングを実施するうえで難しいのは、国会審議のどこを切り取って観てもらうか、ということです。国会審議をチェックして、ここをぜひ観てほしいと切り取る視点は、や



はり研究者の視点です。研究者としての専門性を生かして、論点を提示し、それを議員、メディア、国民と共有する。それは Web の記事でも随時やってきたことですが、メディアがニュースにしてくれないが、ここは伝えるべきだというところの映像を切り取って、街頭でも上映することにしたわけです。

私はツイッター (@mu0283) をやっているのですが、裁量労働制のときにフォロワーが 4000 人だったのがいまは 2 万 1000 人を超えるまでに増えています。議員の方やメディアの方にもフォローされています。したがってツイートをするだけでも世の中に認知されるようになってきました。「国会パブリックビューイング」は YouTube でも配信しています。またリアルタイムで動画を配信するペリスコープやツイキャスの配信もしています。さらに上映内容を収録した DVD も作成し配布していますし、シンポジウムや上映交流会も行っています。「分かりやすい解説」を求めるニーズにこたえるために、映像と論述を組み合わせる形で、研究者としての専門性を生かした連携を行っているつもりです。交流会の実施は、同様の取り組みを行おうとする方との情報交換の意味もあります。

国会審議をとりあげ、議員の質疑を市民に紹介することは、市民の声が議員に届くことにもつながり、それが、議員の力にもなっていきます。最近では統計不正問題で小川淳也衆議院議員の予算委員会の質疑を「国会パブリックビューイング」として新宿で流したのですが、観てくれた人たちの多くが小川議員にツイッターで「国会パブリックビューイングで観ました。非常に質疑が良かった」と伝えてくれました。小川議員は、今年 2 月 18 日に自身のツイッターで「皆様と繋がれてこんなに励まされ勇気付けられることはありません」「統計不正、そして不毛な数値論争、まだまだ頑張らねばです」とつぶやいています。つまり国会パブリックビューイングは、国会で行われることを街の人々に伝えるだけでなく、その映像を観た人がまた国会議員にフィードバックをして、それが議員の力になっている。こういった循環が生まれつつあるということで、新しい取り組みとして注目をしていただければと思います。ありがとうございました。(拍手)